

# 商品概要説明書

## 介護ローン

(令和元年10月1日現在)

商品名	介護ローン
ご利用いただける方	<p>○ご家族に介護を必要とされる方のいるご家庭の生計を担う方。</p> <p>○お借入時の年齢が満18歳以上であり、最終償還時の年齢が満71歳未満の方。</p> <p>○原則として、前年度税込年収が200万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。</p> <p>○原則として、勤続（または営業）年数が1年以上の方。</p> <p>○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。</p> <p>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	○介護に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。
借入金額	○300万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○5年以内とします。
借入利率	<p>○固定金利型とします。</p> <p>○お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○お借入時の利率は、基準日（2月、5月、8月および11月の末日）の直前（当日を含む。）に日本銀行から公表された大口定期預貯金平均金利（預入期間3年ものの金利）を基準金利とし、年4回見直しを行い、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	○元金均等返済（毎回、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）もしくは元利均等返済（毎回の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○愛知県農協信用保証センターの保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年0.55%です。

<p>団体信用生命共済</p>	<p>○ご希望により当 J A 所定の 3 種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。</p> <p>なお、資金用途および選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="539 344 1347 539"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 344 1134 394">団体信用生命共済名</th> <th data-bbox="1142 344 1347 394">加算率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 398 1134 443">団体信用生命共済（特約なし）</td> <td data-bbox="1142 398 1347 443">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 448 1134 492">長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td data-bbox="1142 448 1347 492">年 0.2%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 497 1134 542">三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td data-bbox="1142 497 1347 542">年 0.2%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.2%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.2%
団体信用生命共済名	加算率								
団体信用生命共済（特約なし）	なし								
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.2%								
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.2%								
<p>9 大疾病補償保険</p>	<p>○ご希望により「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたってはお借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>年 0.3%</p>								
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融共済部(電話：0 1 2 0－1 2 2－7 5 8)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：0 3－6 8 3 7－1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。愛知県弁護士会（電話：0 5 2－2 0 3－1 7 7 7）</p>								
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>								

J A なごや